

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○財務規則の一部を改正する規則

(会計課)

一

ページ

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第五項に次の一号を加える。

四 入札参加資格に関する文書を入力するための手段

第九十六条第二項中「第二条第六号」を「第二条第五号」に、「最初の調達契約以外の調達契約の場合は」を「の最初の調達契約に係る入札の公告において当該最初の調達契約以外の調達契約に係る入札の公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合における当該最初の調達契約以外の調達契約については」に改める。

第九十六条の三中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 知事が別に定めるところにより電磁的記録の送受信により入札を執行する場合にあつては、当該電磁的記録の送受信等の方法に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の財務規則の規定は、この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

3 改正後の財務規則第九十六条第二項の規定は、この規則の施行の日前に一連の調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第二条第五号に規定する一連の調達契約をいう。）のうちの最初の調達契約に係る入札の公告が行われている場合において、当該一連の調達契約のうち最初の調達契約以外の調達契約に係る入札の公告については、適用しない。